

て投通し、起送して京に赴く。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第十号半印勘合執照を給して在船通事鄭繼善等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 毛世顯 人伴三名

在船使者二員 蔡珍 胡正長 人伴八名

在船通事一員 鄭繼善 人伴二名

管船火長・直庫二名 金世瑛 王可喜

水梢五十八名

右の執照は在船通事鄭繼善等に付し、此れに准ぜしむ

附搭の土夏布一百匹

康熙五年（一六六六）二月初九日給す

執照

1-34-12

国王尚質の、赴京の官員を接回するため使者蔡純等を遣わす
執照（一六六七、三、四）

琉球国中山王尚（質）、進貢の官員を接回する事の為にす。

照得するに、康熙五年（一六六六）三月内、特に正議大夫・使者・都通事等の官の鄭思善・毛榮清等を遣わし、海船二隻に坐駕して土産等の物を装載し、前去して天朝に納款せしむ。福建等処承宣布政使司の例に照らし規に依りて本船を摘発し先に回国せしむるを蒙る。原差の正議大夫鄭思善・使者毛榮清・都通事孫自昌等、表を齎し京に赴き、闕に叩して山呼し、事竣れば期に及びて応に回るべきの外、計算するに原差のものは康熙七年仲夏に方めて搭回の貢船を得ん。只だ淹滞して時日長久なるに依り、素餐の罪を抱く可からず。

此の為に、特に使者・都通事の蔡純・蔡彬等を遣わし、義字第十二号半印勘合執照を給付して彝梢を率領し、海船一隻に坐駕して福建地方に前赴し、正議大夫・使者・都通事等の官の鄭思善・毛榮清・孫自昌等を接えて回国せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅れ違慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

使者二員 蔡純 顧思敬 人伴十名

都通事一員 蔡彬 人伴四名

通事一員 周国俊 人伴三名

管船火長・直庫二名 阮文秀 王可喜

梢水共に五十七名

右の執照は通事周国俊等に付し、此れに准ぜしむ

康熙六年（一六六七）三月初四日給す

執照

1-34-13

国王尚質の、進貢のため耳目官吳文顯等を遣わす執照

（二六六八、二、一五）

琉球国中山王尚（質）、進貢の事の為にす。

聖旨の二年一次の朝貢を奉じ、此れを欽み、欽遵す。案照する

に、康熙七年（一六六八）は例として歲期に該れば、理として合

に進貢すべし。此の為に今、特に耳目官・正議大夫・都通事等の

官の吳文顯・王明佐等を遣わし、表・咨文を齎捧して前来し進貢

せしむ。

因りて海船二隻を備え水梢を率領するに、每船に均幫する上下

の員役は共に二百人の数に盈たず。庶務を愜勞して煎熟硫黄一万

二千六百斤・馬十四・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる黒

漆蝸螺茶鍾一百個・紅銅六百斤を載運す。抛りて今年、分ちて二

船に裝載する方物は多寡均しからず。一船義字第十四号は煎熟硫

黄八千斤・海螺殼一千七百個・馬五匹・黒漆蝸螺茶鍾五十個・紅

銅三百斤を裝載し、一船義字第十五号は煎熟硫黄四千六百斤・馬

五匹・海螺殼一千三百個・黒漆蝸螺茶鍾五十個・紅銅三百斤を裝

載す。二船にて協幫して解運し、福建等処承宣布政使司に前赴し

て投通し、起送して京に赴く。

抛りて差去する員役は、並びに文憑無くば誠に所在の官軍の盤

阻して使ならざるを恐る。理として合に執照を給発して以て通行

に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第十四号半印勘合執

照を給して留辺通事鄭永安等に付し、收執して前去せしむ。如し

經過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこころ}に遇わば、即便

に放行し、留難し遲悞して使ならざるを得しむる母れ。須らく執

照に至るべき者なり。

計開 赴京の

耳目官一員 吳文顯 人伴十一名

正議大夫一員 王明佐 人伴十一名

都通事一員 鄭宗徳 人伴六名

在船使者二員 翁重昌 杜理順 人伴八名

留辺在駅通事一員 鄭永安 人伴三名

管船火長・直庫二名 楊国盛 徐永念